

# 宮崎県公報

平成19年8月13日(月曜日) 第 1904 号

発 行 宮 印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 小柳印刷株式会社

> 発 行 定 日 毎週月·木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

次 目

頁

○土地改良区の役員の就退任の届出……(農村整備課) 3

○道路の供用の開始 (3件) …… (道路保全課) 2 ○違反広告物等の除去命令…………(都市計画課) 3

○生活保護法に基づく医療機関の指定・・・・・・・・・(国保・援護課) 1 ○基本測量の実施の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・(管理課) 3

公安委員会公告

○道路の区域の変更(3件) ……(道路保全課) 1 ○警備員等の検定の実施について(2件) ……4

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止………( // / ) 1

#### 宮崎県告示第 668号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条の規定により、医療 扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成19年8月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	指定年月日
池之上整形外 科	都城市上川東2丁目11-10	平成19年7月1日
大橋クリニック	都城市庄内町7891-5	平成19年7月17日
川越薬局	日南市大堂津 4 丁目 8 番 4 号	平成19年3月1日
あおば薬局	東臼杵郡諸塚村大字家代 2658-1	平成19年6月1日
訪問看護ステ ーション エ ンゼル	児湯郡川南町大字川南 127 14番地13	平成19年6月1日

#### 宮崎県告示第 669号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2の規定により、 指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年8月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名称	所 在 地	廃止年月日
医療法人社団 明倫会宮下ク リニック	都城市庄内町7981番地 5	平成19年7月14日
池之上整形外 科	都城市川上東2丁目11-10	平成19年6月30日
川越薬局	日南市大堂津4丁目8番4号	平成19年2月28日

## 宮崎県告示第 670号

公

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道 路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年8月13日から平成19年8月27日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年8月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路	各の	路線名	区	間	新旧	敷地幅	_	延	長
番号	種	類	始脉石		l±1	の別		トル)	(メー	トル)
210	県道	宣	宇納間	東臼村	午郡美	旧	6.5	~	18.4	4
			日之影	郷町コ	比郷区		8.1			
			線	宇納間	1字七					
				郎ヶ三	F7067	新	8.6	~	18.4	4
				番15	也先か		15.8			
				ら同種	17同町					
				同区	字納間					
				同字7	067番					
				1 地名	もまで					

#### 宮崎県告示第 671号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道 路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年8月13日から平成19年8月27日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年8月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路	各の	ロケぐ白 な	□Z'	間	新旧	敷均	_	延	長
番号	種	類	路線名	区	旧	の別	幅 (メー	員・トル)	(メー	トル)
225	県道	鱼	八重原	東臼杵	产郡門	旧	4.0	~	12.0	)
			延岡線	川町大	字川		5.8			
				内字仁	王平					
				1157番	\$1地	新	4.0	~	12.0	)

#### 平成 19 年 8 月 13 日(月曜日) 第 1904 号

# 宮崎県公報

Г		先から同郡	21.7	
l		同町同大字		
l		同字1157番		
l		1 地先まで		
L				

ı		光から同郡	21.7	
l		同町同大字		
l		同字1157番		
l		1地先まで		
L				

#### 宮崎県告示第 672号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道 路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年8月13日から平成19年8月27日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年8月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路種		路線名	区間	新旧の別	敷地 幅 (メー	員	延 長 (メートル)
234	県道	道	中渡川 下三ヶ 線	東臼杵郡美 郷町南郷区 中渡川字杭	IΗ	5.2 7.1	~	12.0
				谷 590番 4 地 地 同 図 中 590番 6 同 同 日 4 地 市 三 90番 6 同 下 村 1990か 町 下 7 8 間 三 7 8 間 三 7 8 間 三 7 8 電 で 東 2 90番 8 車 19 90番 8 車 19 90番 8 車 19 90番 8	新	6.5 13.8	~	12.0
					IΗ	5.0 6.2	~	15.7
					新	10.4 11.5	~	15.7
					IΒ	5.2 6.0	~	20.0
				神門字杭谷 2756番 2 地 先から同郡 同町同区神 門同字2756 番 2 地先ま で	新	8.5 12.2	~	20.0

# 宮崎県告示第 673号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道 路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年8月13日から平成19年8月27日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年8月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	1000白夕	[7] HH	## CD 88 144 CD ### CD	
番号	種 類	路線名	区間	供用開始の期日	
210	県道	宇納間日之影線	東臼杵郡美 郷町北郷区 宇納間字七 郎ヶ平7067 番1地先か ら同郡同町 同区宇納間 同字7067番 1地先まで	平成19年8月13日	

#### 宮崎県告示第 674号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道 路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年8月13日から平成19年8月27日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年8月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の		政治夕	区	間	供用開始の期日		
番号	種	類	路線名		[F]	供用開始の朔日		
225	県道		225 県道		八重原		午郡門	平成19年 8 月13日
			延岡線	川町;	大字川			
				内字位	二王平			
				1157	番1地			
				先か	ら同郡			
				同町	司大字			
				同字:	1157番			
				1地	先まで			

#### 宮崎県告示第 675号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道 路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年8月13日から平成19年8月27日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年8月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の		ロケぐ白 な	EZ,	BB	/# CD 88 ## CD	
番号	種	類	路線名 区 間		間	供用開始の期日	
234	県道	道	中渡川下三ヶ線	郷町市中渡 谷 55 地先 郡同	件郡 南郷区 川字析 90番4 か同区 町同区 川同字	平成19年8月13日	

	IK
590番 4 地	
先まで	
日向市東郷	
町下三ヶ字	
下村1990番	
8 地先から	
同市同町下	
三ヶ同字19	
90番8地先	
まで	
東臼杵郡美	
郷町南郷区	
神門字杭谷	
2756番 2 地	
先から同郡	
同町同区神	
門同字2756	
番2地先ま	
で	

#### 宮崎県告示第 676号

宮崎県屋外広告物条例(平成5年宮崎県条例第13号。以下「条例」 という。) 第9条の規定に違反して次の広告物等を表示し、若しく は設置した者又はこれらを管理する者は、平成19年8月20日までに 2 退任した役員 当該広告物等を除却しなければならない。

なお、同日までに当該措置を行わないときは、条例第24条第2項 の規定により、宮崎県知事の委任した者が当該措置を行う。

平成19年8月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

広告物 等の種 類	広告物等の表示及び設 置場所	広告物の表示内容	広告物 等の個 数
野立 ( 建植) 広告	都城市高崎町大牟田字 新田1152番 1	たかざき 外	1個
野立 ( 建植) 広告	児湯郡高鍋町大字北高 鍋字菖蒲池東南4803番 1	「歴史と文教のまち」 高鍋 外	1個

# 公

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、 尾鈴北第1土地改良区(川南町)の役員の就任及び退任について次 のとおり届出があった。

平成19年8月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名		氏		名		住所
理	事	比	嘉		稔	川南町大字川南 18227番地 2
理	事	姫	野	鋭	_	川南町大字川南6690番地 1
理	事	梁	井	久	幸	川南町大字川南 18130番地
理	事	金	Ш	忠	司	川南町大字川南 19243番地 2
理	事	金	丸	徹	弥	都農町大字川北 434番地
理	事	井	上	浩-	一郎	川南町大字川南5199番地1193
理	事	黒	木		武	川南町大字川南5199番地 210
理	事	河	野	宜	悦	川南町大字川南 11803番地 2
監	事	藤	野	憲	三	川南町大字川南 17853番地
監	事	熊	本		清	川南町大字川南 19046番地
監	事	長	野		東	川南町大字川南 19125番地 118

(任期:平成23年7月13日まで)

役名		氏		名		住所
理	事	比	嘉		稔	川南町大字川南 18227番地 2
理	事	姫	野	鋭	_	川南町大字川南6690番地 1
理	事	西	森	和	弘	川南町大字川南 18666番地
理	事	木	村	勝	也	川南町大字川南 18623番地
理	事	梁	井	久	幸	川南町大字川南 18130番地
理	事	金	Ш	忠	司	川南町大字川南 19243番地 2
監	事	藤	野	憲	三	川南町大字川南 17853番地
監	事	熊	本		清	川南町大字川南 19046番地
監	事	長	野		東	川南町大字川南 19125番地 118

測量法(昭和24年法律第 188号)第14条第1項の規定により、基 本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通 知があった。

平成19年8月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

# 宮崎県公報

1 作業の種類

基本測量 (精密地形調査)

2 作業地域

宮崎市、延岡市、日南市、日向市、南那珂郡南郷町、 児湯郡高鍋町、児湯郡新富町、児湯郡川南町、児湯郡都農町、 東臼杵郡門川町

3 作業期間

平成19年8月9日から平成20年3月31日まで

# 公安委員会公告

#### 宮崎県公安委員会公告第19号

警備業法(昭和47年法律第 117号)第23条に規定する、警備員又 は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施す

平成19年8月13日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実	施	日	時
貴重品運搬警備	2級	平成19年11 までの間	月14日午	前9時か	いら午後5時

- ※ 当日の受付は、午前8時30分から午前8時50分までに済ませ ること。
- 2 実施場所

宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地1

宮崎県建設技術センター

3 定員

30人

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している 警備員

- 5 検定申請手続き
- (1) 受付期間

平成19年10月1日(別から10月12日(金まで(県の休日を除く。) の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警 察署(郵送による提出は認めない。)

- (3) 提出書類
  - ア 検定申請書 1通
  - イ 住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。
  - ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に 住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
  - エ 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した縦3.0センチメートル、3 定員 横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無 背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
  - オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙によ り納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合に も返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなか った者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないこと が明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の 実技試験は行わない。

- (1) 学科試験の内容
  - ア 警備業務に関する基本的な事項。
  - イ 法令に関すること。
  - ゥ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲 の見張りに関すること。
  - エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等 の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験の内容
  - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲 の見張りに関すること。
  - イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等 の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 8 その他
  - (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
  - (2) 受検に際しては、筆記用具、ひも付き警笛、雨着(雨天時の み)を持参すること。
  - (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活 安全企画課警備業係(電話番号0985-31-0110内線3024、3051) に行うこと。

### 宮崎県公安委員会公告第20号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は 警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会 と共同で、次のとおり実施する。

平成19年8月13日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

1 検定の種別、級及び検定実施日時

	種	別	級	9	<b></b>	施	日	時	
1	貴重品	軍搬警	1級	平成19 までの		24日午	前9時か	ら午後 5 時	f

- ※ 当日の受付は、午前8時30分から8時50分までに済ませるこ
- 2 実施場所

鹿児島市坂元町 784番地

鹿児島県警察学校

30人 (鹿児島県公安委員会が受付けする受検者を含むものとし 受付先着順とする。)

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している 警備員で、 次のいずれかに該当するもの

(1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規

則第20号。以下「検定規則」という。)第8条第1号に該当する者

- (2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委 員会から貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書の 交付を受けているもの
- 5 検定申請手続き
- (1) 受付期間、時間

平成19年10月1日印から10月12日 金まで(県の休日を除く。) の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。 (郵送による提出は認めない。)

- (3) 提出書類
  - ア 検定申請書 1通
  - イ 住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。 )
  - ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に 住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
  - エ 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した縦3.0センチメートル、 横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無 背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
  - オ 貴重品運搬警備2級検定合格証明書の写し及び貴重品運搬 警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備 業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(検 定規則第8条第1号に規定する者)
  - カ 1級検定受験資格認定書(検定規則第8条第2号に規定する者に限る。)
  - キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合に も返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の 実技試験は行わない。

- (1) 学科試験の内容
  - ア 警備業務に関する基本的な事項。
  - イ法令に関すること。
  - ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下 「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による 伴走及び周囲の見張りに関すること。
  - エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
  - オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験の内容
  - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲 の見張りに関すること。
  - イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
  - ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等

の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- 8 その他
- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活 安全企画課警備業係(電話番号0985-31-0110内線3024、3051) に行うこと。